

令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託仕様書

1 委託事業名

令和7年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務

2 事業の目的

農泊は、「日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行」であり、農山漁村の活性化を図るうえで、旅行者を呼び込み、地域の所得向上を実現することが重要である。

また、コロナ禍を経て旅行需要が急速に回復する中で、農山漁村等の地方への誘客と消費を推進することの重要性が増しているが、本県では農村地域での受け皿が乏しく、大規模な団体の受入れができていない状況にある。

このため、農泊事業者の経営力・収益力の向上をはじめとした受入体制の強化、農泊の取組を実施している団体等の交流促進による関係者間の連携強化を図ることにより、本県の農泊をより一層推進するため、本事業を実施する。

3 委託事業の内容

事業の目的を達成するため、先進事例視察・意見交換会を実施する。

具体的な内容は次のとおり。

(1) 先進事例視察・意見交換会等の企画・運営

農泊の取組拡大・受入体制整備等を目的とした先進事例視察・意見交換会を企画・運営する。

ア 時期：委託契約締結の日から令和8年3月27日まで

イ 対象者：国の農山漁村振興交付金（農泊推進型）の採択団体、農泊の取組を現に実施又はこれから実施しようとする個人・団体、観光業・旅行業関係者、地域において宿泊・食事・体験等の都市農村交流活動に取り組む個人・団体又は市町村職員（農政及び観光関係部局）等。

ウ 回数：先進事例視察・意見交換会4回程度（2か所以上の先進事例視察を含む）

エ 留意事項

- ・先進事例視察・意見交換会は、農山漁村の地域資源を活用した魅力ある食や体験コンテンツの開発、効果的なプロモーションの手法、インバウンド受入態勢の整備、関係者の連携による農泊の取組拡大又は経営力・収益力の向上等、事業目的の達成に向けたテーマを設定すること。
- ・意見交換会は、本事業に適合した知見や経験を持つ者をコーディネーターとし、参加者間の連携・ネットワークづくりを加味した設計とすること。
- ・会場の確保や調整など、実施にあたり必要な運営業務を行うこと。
- ・参加者の募集・確保は、受託事業者が主体となって行うこと。参加者募集（案内チラシの作成、申込受付、自社媒体による広報）、先進事例視察・意見交換会等に必要なテキスト等資料作成を行うこと。
- ・先進事例視察・意見交換会を実施した際は、それぞれ実施後遅滞なく、実施結果の概要を取りまとめて委託者あて報告すること。
- ・先進事例視察・意見交換会を実施する際は、各回の参加者に対しアンケートを行うこと。また、その結果を集計のうえ実施後遅滞なく委託者あて報告すること。

(2) 委託業務完了報告書の作成

委託業務終了後、委託業務完了報告書（事業実施内容及び成果をまとめた報告書（記録した写真等作成した資料を含む）を提出すること（紙2部及びデータ）。

4 業務委託期間

委託契約締結の日より令和8年3月27日（金）まで

5 その他(共通事項)

- ・業務の実施内容等については適宜県と協議すること。
- ・事業実施にあたり作成する資料等には、茨城県の実施事業である旨（県からの受託事業であること）を明記すること。
- ・成果物について、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は、成果物の引き渡しと同時にすべて県に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。
- ・この仕様書に定めのない事項は、県と受託者において協議のうえ決定する。